

利用調整(入園選考)について

～令和5年度版～

問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1(子ども総合窓口)

電話 :072-724-6791/FAX :072-721-9907

1. 利用調整とは

保育園への入園申請時に提出された書類の内容に基づき、別紙「利用調整選考基準」に則って各世帯の指数を決め、その指数の高い児童から順番に入所の調整(入園選考)を行うことを「利用調整」といいます。

<利用調整のイメージ>

- ①同じ0歳児であるAさん、Bさん、Cさんが次のとおり入所を希望します。

	第1希望	第2希望	第3希望
Aさん:23点	●●保育園	▲▲保育園	■■保育園
Bさん:21点	▲▲保育園	希望なし	希望なし
Cさん:19点	▲▲保育園	●●保育園	■■保育園

【保育園の0歳児の空き状況】

●●保育園:空き0名

▲▲保育園:空き1名

■■保育園:空き1名

- ②保育園の空き状況を踏まえ、Aさん→Bさん→Cさんと指数の高いかたから順番に希望順に利用調整を行います。

Aさん 第1希望の●●保育園には空きがないため、第2希望の▲▲保育園を選考します。空きがあるため▲▲保育園に内定となります。

Bさん 第1希望の▲▲保育園は、Aさんの内定により空きがなくなったため内定できません。第2希望の記載がないため、この時点で調整が終了し、保留(待機)となります。

Cさん 第1希望と第2希望の保育園には空きがないため、第3希望の■■保育園を選考します。空きがあるため、■■保育園に内定となります。

保護者が記入された利用希望施設についてのみ選考を行い、施設を複数記入されると内定のチャンスが増えます。送迎できる範囲で複数園をご記入ください。



2. 利用調整選考基準の仕組み

利用調整選考基準は、「基本分(基準指数を記載)」と「調整分(調整指数を記載)」から成り立っています。基準指数とは父母それぞれの「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき決定されるもので、調整指数とは世帯の状況等により加点・減点の調整をするものです。利用調整はそれらを合計した「世帯の指数」をもって行われます。



※同じ指数の世帯が同一希望順位で同一施設への入所を希望し、申込数が施設の空き状況を上回る場合は、別紙「利用調整選考基準(調整分)」の備考3に記載のとおり、優先順位をつけ、優先度が高いかたから内定します。

※「世帯の指数」は申請児童ごとに決定します。同一世帯のきょうだいの指数が異なる場合があります。

基準指数

保育施設への入園申請時に提出された書類の内容に基づき、別紙「利用調整選考基準(基本分)」の該当箇所と次の内容をあわせてご覧のうえ、ご自身の指数をご確認ください。

- 該当するのは原則保護者1人につき1項目です。ただし複数の項目に該当することにより児童を保育することができない場合は、別途ご相談ください。
- 就労の場合、正社員やアルバイトなどの雇用形態は指数には影響せず、勤務時間の長さに応じた指数になります。
- 育児休業後に時短勤務を予定される場合、勤務先との契約内容が当初から変更されていない場合は、契約された勤務時間にて指数を決定します。

調整指数

「育児休業から復職する」「子ども2人分を同時申請する」などの、世帯の状況等により加点・減点の調整をします。ご自身の世帯がどの項目に該当するのかは別紙「利用調整選考基準(調整分)」をご確認ください。なお、次項の補足説明もあわせてご覧ください。

《よくある具体例(前提条件をあわせるため、例1～3全て育休復帰の場合とする)》

例1) 第1子の新規入所申込みをする場合…1点を加点(6番による)

例2) きょうだい同時で新規入所申込みをする場合…2点を加点(6番及び8番による)

例3) きょうだいである第1子が入所中で第2子の新規入所申込みをする場合

…3点を加点(7番による)

番号	項目	補足説明	
ひとり親世帯等	1	父親も母親もない世帯	ひとり親世帯とは母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養しており、児童扶養手当の認定を受けているまたは遺族年金を受給している世帯を意味します。
	2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(求職中を含む就労世帯かつ生活保護受給世帯)	
	3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(求職中を含む就労世帯で生活保護を受給していない世帯)	
	4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(上記以外の場合)	
	5	生活保護受給世帯(求職中を含む就労世帯)(番号2は除く。)	
育休復帰等	6	育児休業から職場復帰する場合(きょうだいが入所中の場合を除く。)	新規入園申請の場合のみ対象です。
	7	育児休業から職場復職する場合(きょうだいが入所中の場合)(備考3における①に該当する世帯に限る。)	新規入園申請の場合で、きょうだいが保育園や認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設等、十分な預かり保育がある施設に“入所中”の場合に対象です。なお、転入する場合も上述に該当する場合は対象です。
同時申請	8	きょうだいと同時入所の申込み	広域申請や転園申請、認定こども園(幼稚園コース)から認定こども園(保育園コース)に移行するため申請される場合も対象となります。
保育サービス	9	現在保育サービス(認可外・一時保育・職場託児等)を利用し、既に就労している	すでに週平均3日以上かつ1日平均概ね4時間以上の就労をしている場合に対象となります。幼稚園や祖父母に預けながら就労している場合、やむを得ず子どもを保育しながら自営業している場合も含まれます。

転入	10	市外の保育所等に入所中(転入)	保育園や認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設等、十分な預かり保育がある施設に“入所中”の場合に対象です。 ※「保育を必要とする事由が求職中以外の場合が対象です。」
	11	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)がない世帯	
転所	12	市内の保育所等に入所中(転所)(番号15は除く。)	認定こども園(幼稚園コース)から認定こども園(保育園コース)に移行するための申請は新規申請とみなすため対象外です。 ※15番との併用はできません。
きょうだい	13	きょうだいが現在別々の保育所等に入所しており、同一の保育所等を希望する場合(備考3における①に該当する世帯に限る。)	たとえば第1子が■ ■ 保育園、第2子が● ● 保育園に通っており、両者とも● ● 保育園に入所させたい場合に第1子に対して加点を行うものです。なお、認定こども園(幼稚園コース)から認定こども園(保育園コース)に移行するための申請の場合でも対象です。
その他	14	育児休業取得時に市内の保育所等を退園、又はその他やむを得ない事情により一時的に退園し、復職又は保育が必要となり利用申込みをする場合	
	15	2歳児クラスまでの保育所等の卒園予定児童(当該児童が満3歳到達後最初の4月に連携施設に転所する場合に限る。)	ここにおける連携施設とは、特定の施設ではなく、市内全ての保育施設(保育園や認定こども園等)としています。 ※12番との併用はできません。
	16	市外の保育所等に勤務している正規雇用の保育士が、育児休業から職場復帰する場合又は新規採用される場合	

※利用調整選考基準は適宜見直しを行っているため、改正する場合があります。